
処理期限以降の低濃度PCBに係る PCB特措法の対応

(PCB廃棄物の今後の課題とその対応策のポイント)

令和7年1月14日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

処理期限以降の低濃度PCBの課題

- 現在のPCB特措法では低濃度PCB廃棄物に対して取扱いの規定を定めており、低濃度PCB廃棄物は期限内に処理する方針で自治体や業界団体と連携して取り組んでいるが、中小企業や個人等において、製品が使用中であることやPCB含有製品かどうか不明の疑い物が多数存在すること、また分析や処理の経済的負担増等を理由に処理が進んでいない保管や所有事業者も少なからず存在している。このため、上記の規定を変更し、以下の対応とし、加えて処理促進策を講ずる。
 - ①令和9年3月までに低濃度PCB廃棄物と判明しているものはすべて処理すること
 - ②廃棄物となっていないコンデンサー等の封じ切り機器を含めた使用中の製品について、今後検討する使用から廃棄までの厳格な管理制度・体制の下で、処理期限後に廃棄された低濃度PCB廃棄物もすべて処理すること
- 事業者へのヒアリング等では以下のような事例も報告されている。すなわち、既に低濃度PCB含有が判明しているが当該製品を廃棄するためには装置全体を交換する必要があるものや多数の小型PCB含有疑い製品が組み込まれており1個1個の確認が困難な制御盤等、また財政難から塗り替えが進まない橋梁の塗膜等、上記②の対象として検討すべき特殊な事例も明らかとなっている。
- これらの処理促進を図るためにも、同製品の所有者に対する管理の強化や廃棄までのトレーサビリティ確保のための仕組みを導入するなど、現行制度の見直しが必要である。
- 無害化と資源回収、その両側面を持ったシステム構想につながっていくような仕組みの検討も必要である。

制度見直しに関する対応のポイント①（案）

ア）使用中の低濃度PCB含有製品及び疑い製品への対応



○処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB使用製品及び同疑い製品について環境上適正な管理及び処分を確実に実施するため、同製品の所有者に対する管理の強化、さらに廃棄までのトレーサビリティ確保のため、PCB特措法を見直して、以下の仕組みを導入する。

- 処理期限後の不適正処理の防止のため、使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品に関する届出を義務付ける制度の導入
- 使用中の低濃度PCB含有製品等の不適切な管理を防止するため、管理基準の設定や基準を遵守させるための仕組みの導入
- 使用中の低濃度PCB含有製品等を廃棄する際に適正処理を確保するため、自治体への廃棄届出後一定期間内の処理及び処理後の自治体への報告の義務化の導入

○届出制度においては、自治体や申請者の事務負担の軽減を図るためDX化も可能な範囲で取り入れることとする。これにより情報の効果的・効率的な運用・活用等も可能となる。

○なお、疑い製品を廃止・廃棄する際にはPCB濃度分析を行い、PCB廃棄物と確認されたものは、含有製品と同様に廃止・廃棄の届出後一定期間内に処理することを求める。また今後の判別に参考となる情報として活用する。なお、PCB非含有が確認された場合には、その旨を届け出れば対象廃棄物はPCB特措法の対象から外れるようにする。

○疑い製品については各メーカーに製造年度や型式、設置年度などからの対象製品の絞り込みを求め、保管及び使用事業者の負担軽減を図る。

制度見直しに関する対応のポイント②（案）

イ）低濃度PCB含有塗料を使用した設備等への対応



○公共インフラの橋梁等や特定業種による工場のタンク等の使用中の設備等の表面に防錆用のPCB含有塗料の塗膜が施工されたものについては、設備自体の機能が維持されていれば厳格な管理を適切に行うことで使用し続けることができるものとする。なお、これらの設備等の補修・更新の際に併せて、塗膜の剥離を計画的に進めるように、以下の仕組みを導入する。

- 低濃度PCB含有塗膜の付着した設備等の所有者（国、自治体、特定業種企業等）に対して、廃棄後の処理を含めた設備の塗膜の管理計画の策定とともに、計画的な処理を促す仕組みの導入
- 管理計画の実効性を担保するための同計画の定期的な公表・見直しや管理・廃棄処理に関する行政指導等の規定の追加

○設備等の管理計画において、塗膜の剥離の際の飛散防止及び回収された低濃度PCB汚染物の処分等についても事前の検討を求める。

制度見直しに関する対応のポイント③（案）

ウ）低濃度PCB処理おけるより高度な体系整備の活用



○JESCO事業終了後に新規に発見される等の高濃度PCB含有製品等に関しては、以下のような処理体系の実現に向けた検討を行っている。

- ・運営実績もある既存の無害化処理認定施設での処理を念頭に、現存する焼却炉や溶融炉等に付加する形で前処理工程の実現と適用
- ・新規発見の大型の変圧器やコンデンサー等に対しては、JESCOで実施しているように絶縁油を抜油し、洗浄のうえで部材を筐体から取り出す等、実証試験やリスク評価を踏まえて、安全かつ効率的に無害化処理が可能な方法を選択
- ・安定器や溶接機等の小型コンデンサーを部品として利用している製品については、PCBが含まれる小型コンデンサーを安全に取り外し、焼却または溶融により無害化処理する方法を選択
- ・さらに電炉や非鉄製錬の知見も参考に無害化と資源回収を同時に行う観点も含めた、より高度な処理体系の検討

○上記のような無害化と資源回収を同時に達成できる、より高度な処理体系の実現は今後の環境対応としても重要であり、実現した際には低濃度PCBの処理にも適用する。